

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「103万円と130万円の壁 交通費・通勤費は？」

よく103万円の壁と130万円の壁という言葉を耳にします。

このうち、103万円の壁とは、税金面での扶養に入る境目を指します。

これは、原則として、毎年1月から12月までの確定収入額によって判断されます。

年間の収入が103万円を越えなければ、所得税を払う必要はありません。

一方、130万円の壁とは、社会保険面での扶養に入る境目を指します。

これは、原則として、今後の収入が常に年収130万円以上となるかどうかの見込収入額によって判断されます。年間の収入が130万円を越えなければ、社会保険料を払う必要はありません。

それでは、103万円・130万円に交通費や通勤手当は含まれるのでしょうか。

まず103万円の方ですが、こちらには通常の非課税交通費は含まれません。つまり交通費を除いた純支給額で考えるのです。但し、電車・バス通勤者の交通費の非課税限度額が10万円ですので、これ以内の交通費であれば103万円に含まれますが、10万円を越えた交通費は非課税枠を越えますので、103万円に交通費も含まれることになります。

一方、130万円の方ですが、こちらにはすべての交通費を含みます。つまり交通費を含んだ総支給額で考えるのです。社会保険料の計算の基礎となる収入とは、事業主から労務の対価として受けるすべての収入をいいますので、130万円には名称の如何を問わず交通費等は含まれることになります。

このことは、同じ給与で同じ業務に従事していても、遠距離通勤の方が、社会保険料が高くなる可能性があることを意味します。同様に、同じ給与で同じ業務に従事していても、通勤距離により扶養範囲で働く人と働けない人が出てくる可能性があることを意味しますので、気を付けなければなりません。

さらに、社会保険料は、勤務日数や時間が正社員の4分の3以上となった時点で原則として加入義務が生じるという面もあり、最終的にはこうした面も検討する必要があることに留意が必要です。